

北海道告示第10768号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年6月2日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その14)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 G F Pグローバル産地づくり推進事業 道産農産物・水産物等の輸出拡大を図るため、輸出事業計画を策定し、他の必要な支援策（ソフト・ハード事業）と連携しつつ、計画の達成に向けた取組の実行、評価、改善（PDCA）を毎年行うことを基本とし、それに資する取組を支援する。</p>	<p>連携体 協議会 農林漁業者 農林漁業者の組織する団体 商工業者の組織する団体 市町村 独立行政法人日本貿易振興機構 知事が適当と認める者</p>	<p>(1) 輸出事業計画策定支援に係る経費 (2) 生産・加工等の体制構築支援に係る経費 (3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援に係る経費 (4) その他支援に係る経費 ※ 次の経費は、上記(1)～(4)の経費に含めることができない。 ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費 イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の交付の決定の前に発生した経費 ウ 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費 エ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 オ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用 カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額 キ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に定める様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期日 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長 全道にわたり事業を行う広域事業者は農政部食の安全推進局食品政策課</p>	<p>総合振興局長又は振興局長 (全道の区域を対象とする事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	